

秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

〔平成21年10月7日〕
〔市長決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、「人にも地球にもやさしいあきた」を目指し、再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止および市民の環境意識の高揚を図るため、市が住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置する者に対して助成する住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に係る交付手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人により電灯契約される建物で、住居として使用されるものをいう（店舗又は事務所等との併用住宅、集合住宅および賃貸アパートを含み、別荘を除く。）。
- (2) 太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した、太陽電池を利用して電気を発生させるための設備およびこれに付属する設備で、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、自家消費を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいう。
- (3) 環境価値 太陽光などの再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、電気そのものの価値とは別の地球温暖化防止およびエネルギーの枯渇防止に貢献する価値をいう。
- (4) 申請取扱機関 補助金の交付の申請に係る受付および一次審査等を実施する機関として市が指定する組織をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住する市内の太陽光発電システム付き住宅を購入する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる者であること。
- (4) 一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が実施する平成22年度における国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「国補助」という。）の交付決定通知を受けた者であること。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる機器の購入および設置工事に係る経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線および配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計
- (10) 総発電電力量計（新たに設置した場合に限る。）

(補助対象システムの要件)

第5条 補助金の交付対象となる太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

- (1) 新規品であり、補助金の交付申請時点で、使用に供されていないものであること。
- (2) 市内に設置され、補助金の交付を申請しようとする者が自ら使用するものであること。
- (3) 平成22年度にこの要綱による補助金の交付を受けていない者が設置するものであること。
- (4) 平成23年1月31日までに設置工事又は建売住宅の引渡が完了する予定のものであること。
- (5) 住宅の屋根等への設置に適し、かつ、太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格等に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満のものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、設置しようとする補助対象システムの最大出力に1キロワット当たり4万円を乗じて得た額とし、上限を16万円とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請の受付期間)

第7条 補助金の交付の申請に係る受付期間は、平成22年5月10日から平成23年1月28日までとし、受付順に整理するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請する者は、平成22年度の国補助の交付決定を受けた後、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して

申請取扱機関に提出するものとする。

- (1) 平成22年度の国補助に係る交付決定通知書の写し
- (2) 補助金の交付を申請する者の住民票（申請日より前3ヵ月以内に発行されたもの）ただし、申請時点において居住地が設置場所と異なる場合は、第12条に規定する実績報告書に添えて提出するものとする。
- (3) 補助金の交付を申請する者の市税に係る納税証明書又は非課税証明書（申請日の属する年度の前年度分の市県民税（又は、これに該当する住民税）および固定資産税）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の市の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前条の規定にかかわらず、受付を停止するものとする。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条にある交付申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請者に対し補助金交付決定通知書を発行するものとする。

（計画変更の取扱）

第10条 前条に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条第1項に規定する国補助に係る交付決定通知書の内容について変更の承認申請をしたときは、第12条第1項に規定する実績報告書を提出する際、J-PECより発行された計画変更承認通知書の写しを添付するものとする。

2 前項にある計画変更後の補助金額は、前条に規定する交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。

（中止の承認）

第11条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象システムの設置又は引渡しを中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第2

号)を申請取扱機関に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 申請取扱機関は、前項に規定する中止承認申請書の内容を確認後、速やかに市に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する中止承認申請書の提出を受け、承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第12条 交付決定者は、補助対象システムの設置又は引渡が完了した後、平成23年2月28日までに、実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、申請取扱機関に提出するものとする。

(1) 平成22年度国補助の交付額確定通知書の写し

(2) J-PECに提出した実績報告書(添付書類を含む一式)の写し

(3) 電力会社との受電契約および余剰電力の販売契約書の写し

(4) 環境価値譲渡同意書(様式第4号) ただし、総発電電力計を設置した場合に限る。

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請取扱機関は、提出のあった実績報告書等の内容について審査を行い、その結果を付して、市長に送付するものとする。

3 第1項に規定することについて、期日までに整わない書類(以下「未提出書類」という。)がある場合は、誓約書(様式第9号)を提出することにより未提出書類を期日後に提出することができるものとする。

その場合、未提出書類の提出期限は、誓約書の提出日以後、2ヵ月以内とし、特別の理由がなく、その期限まで提出がない場合は、申請を取り下げたものとみなし、補助金の交付を取り消すものとする。

(補助金の額の確定、請求および交付)

第13条 市長は、前条にある実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

- 2 交付決定者は、前項にある補助金の交付額確定後、速やかに、請求書（様式第5号）を申請取扱機関を通じて市に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第14条 第8条の補助金の交付の申請、第11条の中止の承認、第12条の実績報告書および前条の補助金の請求の手続きについて、補助対象システムを設置する者以外の者が行う場合は、委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により手続きを代行する者（以下「手続代行者」という。）は、委託された手続きを誠意をもって実施するものとし、手続きの代行を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱わなければならない。
- 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称および不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（現地調査）

第15条 市および申請取扱機関は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、補助金の交付を申請しようとする者又は交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（交付の条件）

第16条 市長は、補助金の交付をする場合において、補助金の交付を受ける者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助対象システムが発電する電気の有する環境価値のうち同システムを設置した住宅において使用された電力量に相当する環境価値を、市が

指定する期間において市に無償で譲渡するものとする。ただし、補助対象システムに、新たな太陽電池モジュールを当該システムの一部として増設した場合の環境価値は、増設分を含めたものとする。

(2) 補助対象システムによる各月の逆潮流（売電）電力量および買電電力量等について、発電を開始した日を含む月の翌月から平成25年3月までの間、3ヶ月ごとに太陽光発電量報告書（様式第7号）により報告するものとする。

(3) 市が行う太陽光発電に関するアンケート調査等に、前号にある報告期間において、協力するものとする。

（管理および処分）

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムについて、善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象システム設置後10年以内の期間において当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム処分承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由により、当該システムが毀損又は滅失し、処分せざるを得ない場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による財産処分を承認した場合は、補助金の交付を受けた者に対し、交付済みである補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により、返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条に規定する交付決定通知書にある補助金交付額の全部又は一部を取り消

することができる。

- (1) 法令およびこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 国補助の補助金の全部又は一部の交付取消しおよび補助金の返還を命じられた場合

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、第16条の条件に違反した場合、および前項の規定に該当する場合は交付済みである補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により、返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

(環境価値の再譲渡)

第19条 市長は、第16条第1号の規定により譲渡を受けた環境価値を第三者に譲渡又は売却することができる。

(他の補助金等との関係)

第20条 この補助金は、国、県およびその他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

2 平成21年度の国補助および平成21年度秋田県住宅用太陽光発電システム普及補助金交付要綱に基づく補助の交付決定を受けた者は、第5条第1号の要件を免除する。ただし、この規定は、平成21年度限りの措置とする。

3 前項の規定により、補助金の交付申請をする者は、第8条第1項第4号

に基づき秋田県が発行する交付決定通知の写し、実績報告書を提出する場合にあっては第12条第1項第5号に基づき秋田県が発行する補助金の交付額が明記されている書類の写しをそれぞれ提出することとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月28日から施行する。